

## 4. 一般社団法人日本歯科医療管理学会理事選出規則

(目的)

第1条 本規則は定款第21条第1項及び一般社団法人日本歯科医療管理学会選挙規則に基づき、本会の理事選出について必要な事項を規定する。

(理事の資格)

第2条 理事は第3条に規定する正会員とする。

(理事候補者)

第3条 理事候補者は次の各号のいずれかに規定する者とする。

- (1) 一般社団法人日本歯科医療管理学会代議員選出規則第2条第1項第(1)号及び同条第3項に規定する代議員の中から選出された者
  - (2) 一般社団法人日本歯科医療管理学会代議員選出規則第2条第1項第(2)号に規定する次期の理事長候補者
  - (3) 前2号の規定に関わらず、次期理事長候補者は正会員の中から、理事定数の範囲内で理事を指名することができる。
2. 前項第(1)号に規定する理事候補者の定数は39名以内とし、定款第22条第1項に規定する理事会を構成する理事数から前項第(2)号に規定する次期の理事長候補者1名を減じた数とする。

(理事の選出方法)

- 第4条 第3条第1項第(1)号に示す理事候補者は、定款第24条第1項に示す理事の任期終了年度の前年度末までに次期代議員から選出する。
2. 第3条第1項第(3)号に示す理事候補者は、定款第24条第1項に示す理事の任期終了年度の前年度末までに次期理事長候補者が指名する。
3. 次期理事長候補者は、第3条第1項各号に規定する理事候補者を次期総会に諮り、次期理事全員を選任する。

(欠員の補充)

- 第5条 理事に欠員が生じ、かつ本会の会務に支障をきたすと理事長が判断した場合は、理事会は正会員から新たな理事候補者を選出し、総会で選任する。
2. 前項で選任された理事の任期は、前任者の残任期間とする。

(理事の増員)

- 第6条 本会の会務の充実を図るため、理事の増員が必要であると理事長が判断した場合は、理事会は理事定数の範囲内で正会員から増員としての理事候補者を選出し、総会で選任する。
2. 増員された理事の任期は、現任の理事の任期が満了する時までとする。

(本規則の改廃)

第7条 本規則は、理事会及び総会の決議を経なければ改正又は廃止することはできない。

(附則)

1. 本規則は、平成30年7月20日に制定し、平成30年5月1日に遡って施行する。
2. 本規則は、令和3年7月16日一部改正する。
3. 本規則は、令和6年7月12日一部改正する。